

日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

調剤報酬全点数解説(2022年度改定版)「重複投薬・相互作用等防止加算」

作成:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠

日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美



資料No.20220415-1199

本資料は、2022年4月13日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます



✓ NICHI-IKO 10の2注3 重複投薬・相互作用等防止加算(調剤管理料)

日医工MPS

内容	点数	
薬剤服用歴等又は患者及びその家族等からの情報等に基づき、 重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、 処方に変更が行われた場合 (処方箋受付1回につき) ※複数の項目に該当した場合であっても、 重複しての算定は不可 ※手帳の活用実績があると認められない薬局(50%以下)は 算定不可	イ 残薬調整に係るもの以外の場合	40点
	□ 残薬調整に係るものの場合	30点
【算定要件】]	
又は 「情報」	② 照会(重複投薬等防止の目的)	







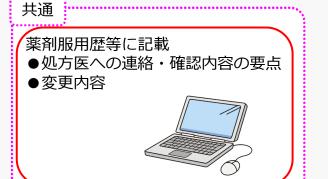


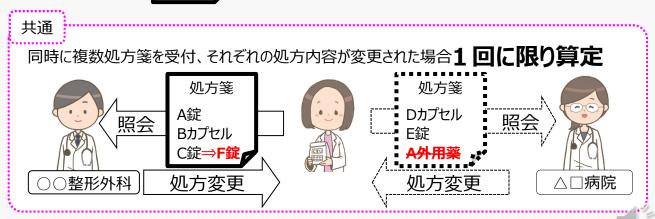
患者·家族



3 処方変更

処方医





算定要件(イ、ロ、疑義解釈)

